

1. はじめに

1-1. ガイドライン策定の背景

近年、自転車は、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として認識されているほか、健康志向や東日本大震災後の節電意識の高まり等を背景に、自転車利用のニーズが高まっており、日常生活の移動手段としてだけでなくレジャーの手段等としても多くの人々に利用されている。また、高齢化の進展により、自動車の運転に不安を感じる高齢者への対応として自転車の役割が大きくなることが予想され、自転車の位置づけはますます重要になるとともに、利用の増大が見込まれている。

一方、自転車は道路交通法上の「軽車両」であり、「車道の左側端」を通行することが原則とされているものの、ルールやマナーに対する意識が低いことなどから、歩道通行や車道逆走などの無秩序な利用が常態化しており、近年では自転車対歩行者、あるいは自転車相互の事故が全国的に増加傾向にある。このような状況を鑑み、警察庁では、平成 23 年 10 月に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」を公表し、自転車は「車両」であることの徹底を基本的な考え方として、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保することを目的とする総合的な対策を打ち出した。また、平成 24 年 6 月には、社会資本整備審議会道路分科会建議中間とりまとめにおいて、道路政策の転換の視点として『『クルマ』主役から、歩行者、自転車などクルマ以外の利用者を含めた『多様な利用者が安全・安心して共存』できる環境の整備』が挙げられた。

このような中、国土交通省と警察庁は、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討を行うため、平成 23 年 11 月より有識者からなる検討委員会を開催した。同委員会では、「自転車は『車両』であり、車道を通行することが大原則である。」ことを前提に検討が行われ、平成 24 年 4 月に「みんなにやさしい自転車環境 - 安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言 - 」をとりまとめた。

同提言を受け、国土交通省道路局と警察庁交通局は、道路管理者や交通管理者が自転車ネットワーク計画の策定やその整備、通行ルールの徹底等を進めるための標準的な考え方を示す指針として、平成 24 年 11 月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下「全国版ガイドライン」という。）を策定した。また、平成 28 年 7 月には、暫定形態の積極的な活用や路面表示仕様の標準化、自転車歩行者道の活用を整備形態の選択肢から除外等について示した、改定版の全国版ガイドラインを策定した。

他方、金沢市内では、平成 19 年度に、国道 359 号（旧国道 159 号、浅野川大橋～山の上間）において、全国で初めてバス専用レーン内に自転車が通行すべき車道左側端の位置を明示した「自転車走行指導帯」が整備されたことを契機に、自転車通行空間整備が進められてきた。平成 21 年度には、国土交通省及び警察庁により自転車通行環境整備モ

デル地区に選定された一般県道東金沢停車場線において、石川県内初となる「自転車専用通行帯」が整備された。平成 22 年度には、主要地方道金沢田鶴浜線（金沢駅西 50m 道路）を対象に「自転車歩行者道における歩行者と自転車の通行位置の明示」に関する社会実験が実施され、この結果に基づき平成 23 年度より本格整備が進められている。これらの整備にあたっては、地域住民、学校関係者、バス事業者、市民団体、学識者、警察、行政等の多様な関係者からなる協議会を設立し、自転車通行空間の整備内容や明示方法（統一的な自転車マークの使用や着色方法など）、ソフト対策（街頭指導など）について合意形成を図りながら整備を進めている。

また、金沢市では、平成 23 年 3 月に、市中心部の自転車利用環境向上に向けた方針や具体的施策などを整理した「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」を策定した。同計画では、国土交通省金沢河川国道事務所、石川県、石川県警察本部の参画のもと、自転車利用ニーズが高い路線を「まちなか自転車ネットワーク」として設定し、各路線の整備方針を検討するための目安として「まちなか自転車ネットワーク整備検討フロー」を位置付けている。同計画に基づき、金沢市では、市中心部の市道において「自転車走行指導帯」の整備を順次進めている。

さらに、平成 23 年 2 月には、市計画に基づく、自転車通行空間（自転車ネットワーク）の整備や自転車関連施策のプラットフォーム化を目的として、学識者・国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・金沢市・石川県警察本部及び所轄警察署から構成される「金沢自転車ネットワーク協議会」が設立された。第 1 回協議会において、「道路幅員の考え方や路面表示の方法、交差点部の処理方法、側溝の処理等の細かい部分について検討し、統一的な整備を図るべき」との意見が出されたことを契機に、道路管理者と交通管理者の共通の指針となる「金沢自転車通行空間整備ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の策定を目指すこととなった。その後、金沢自転車ネットワーク協議会において、全国版ガイドラインに沿った本ガイドラインの内容について議論を重ねるとともに、パブリックコメントを実施した上で、平成 25 年 8 月に本ガイドラインを策定した。

平成 27 年 3 月には、金沢市内の整備実績や全国的な動向を踏まえ、安全で快適な自転車通行空間整備のさらなる拡大を目指し、金沢版の矢羽根表示や着色方法に関して見直しを行った。さらに、平成 28 年 7 月の全国版ガイドラインの改定を受け、平成 29 年 3 月には、自転車通行空間の路面表示の見直しや、自転車歩行者道の活用を整備形態の選択肢から除外する等に関する見直しを行った。

1-2. ガイドライン策定の目的

- 本ガイドラインは、金沢市内で道路管理者（国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・金沢市）や交通管理者（石川県警察本部及び所轄警察署）が統一的な自転車通行空間の整備を図るための指針であり、全国版ガイドラインの標準的な考え方に加え、金沢の道路交通特性やこれまで取り組まれてきた各種の自転車施策を踏まえたローカル・ルールについて規定するものである。
- 本ガイドラインに基づく面的に連続した自転車通行空間の整備を通じて、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが、安全に安心して通行できる道路空間の創出を目指す。

【ガイドラインの構成】

金沢自転車通行空間整備ガイドライン

安全で快適な自転車利用環境創出
ガイドラインの標準的な考え方

(自転車通行空間の計画・設計の考え方 など)

+

金沢のローカル・ルール

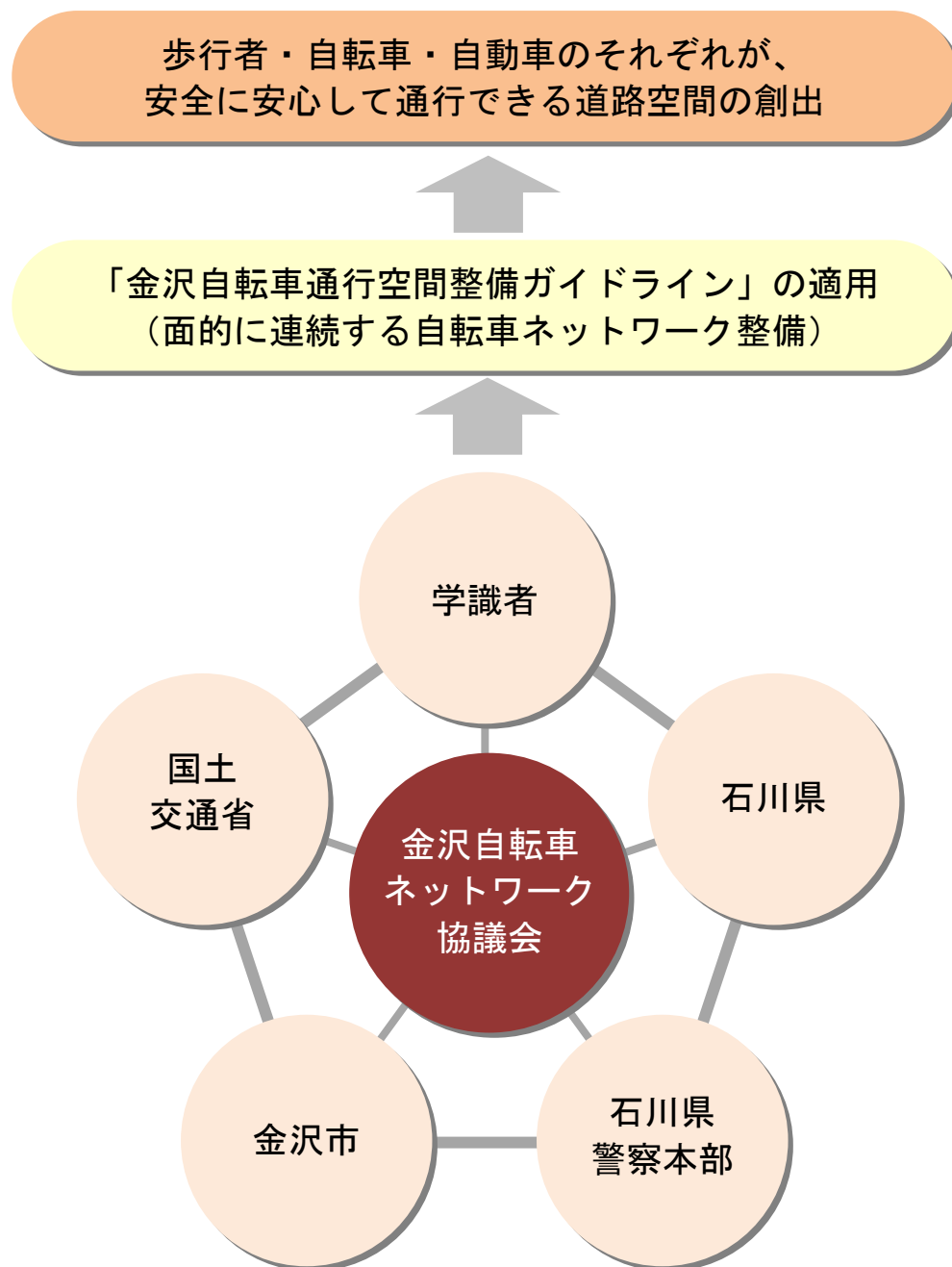
自転車通行空間の明示方法

…自転車マーク等の路面表示や着色方法 など

自転車走行指導帯の基本的な考え方

…幅員、通行位置の明示方法 など

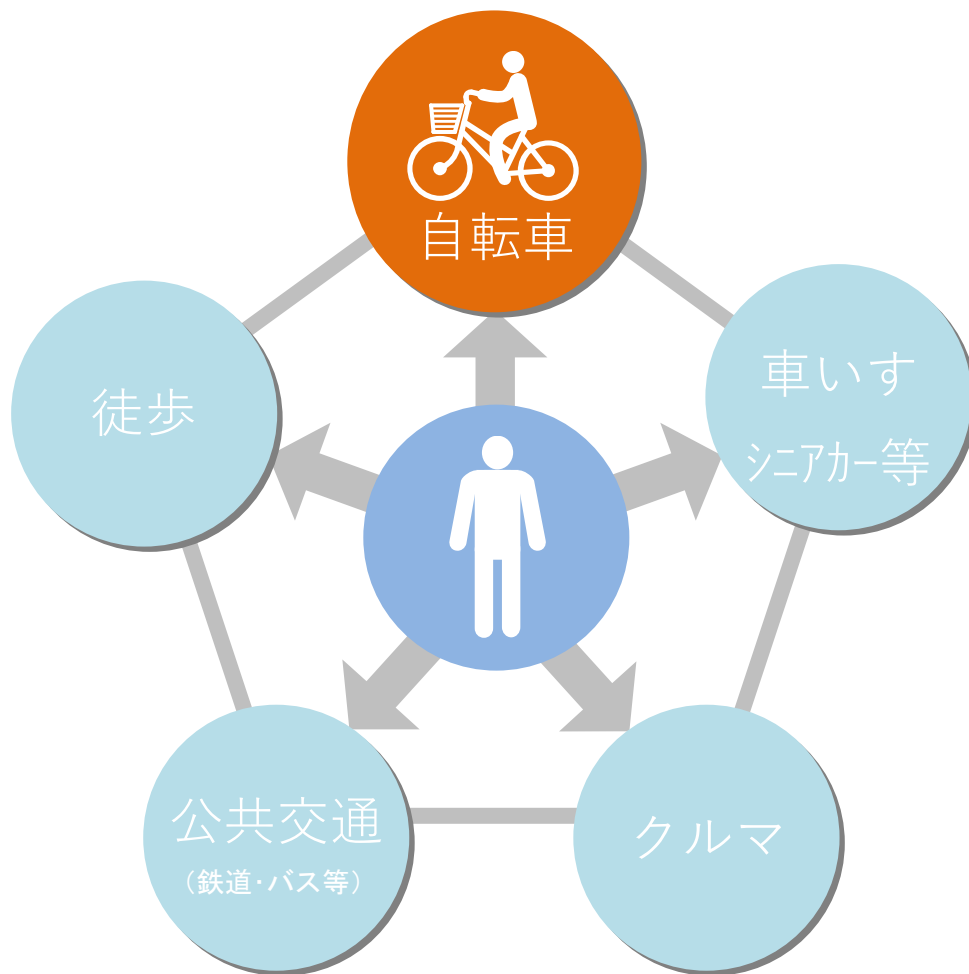
【ガイドライン策定目的の概念図】



1-3. ガイドラインの基本理念

- 本ガイドラインは、「自転車通行空間整備は『人中心の交通体系』を支える一つの手段」であることを前提とし、人があらゆる交通手段を安全・快適に利用できるよう、自転車通行空間整備の視点から、道路空間のあり方を示すものとする。

【基本理念に関する概念図】



1-4. ガイドラインの適用範囲

- 本ガイドラインは、金沢市内で自転車通行空間を整備する場合に適用するものとする。
- 道路の新設または更新にあたっては、本ガイドラインに基づき、車道上での自転車通行空間の確保を前提に検討するものとする。
- 既存の道路で自転車通行空間を整備する場合は、道路状況（車線数、幅員構成、歩道の有無等）、交通状況（交通量、自動車走行速度等）、沿道状況（乗り入れ、土地利用状況等）を考慮しつつ、現況道路幅員の中で再配分の可能性を検討するものとする。

本ガイドラインは、以下のいずれかに該当する路線を対象とする。

- ① 自転車交通量が多い路線（500 台／日以上）
- ② 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ③ 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間の確保が必要な路線
- ④ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ⑤ 自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑥ 既に自転車の通行空間（自転車道、自転車通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線
- ⑦ その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

<補足事項>

※なお、勾配が急な道路、構造上対応が難しい長大橋や長大トンネル等を含む既存道路については、電動アシスト自転車の普及状況等も考慮しながら縦断線形等の見直しや自転車通行空間の確保等、道路の改良等の検討を併せて行うものとする。ただし、道路改良等が困難な場合は、利用者の利便性を著しく損なわない範囲で適切な代替路を選定することを検討するものとする。

※橋梁やトンネル等、整備後の構造変更が難しい構造物を含む新設または更新予定の道路の場合は、あらかじめ自転車通行空間を確保するものとする。ただし、自転車通行空間を確保することで著しく不経済になる場合は、利用者の利便性を著しく損なわない範囲で適切な代替路を選定することを検討するものとする。

※歩行者が安心、快適に買い物を楽しむことのできる商店街等、自転車通行空間を整備することが適切でない道路があることにも留意するものとする。

1-5. 適用基準・参考文献等

●本ガイドラインは、平成 23 年度に金沢市が策定した「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」、平成 24 年度に国土交通省及び警察庁が策定し、平成 28 年度に改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」をはじめ、下表に示す基準・文献等を参考とする。

	名 称	発 行
1	道路構造基準等を定める条例の運用と解説	平成 25 年 4 月 石川県土木部
2	金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例	平成 24 年 12 月 17 日 金沢市
3	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (改定版)	平成 28 年 7 月 国土交通省道路局 警察庁交通局
4	交通規制基準	平成 26 年 8 月 8 日 警察庁交通局
5	路面標示設置マニュアル	平成 24 年 1 月 社団法人交通工学研究会
6	良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策 の推進について	平成 23 年 10 月 25 日 警察庁交通局長通達
7	増補 改訂版 道路の移動円滑化整備ガイド ライン	平成 23 年 8 月 財団法人国土技術研究センター
8	金沢市まちなか自転車利用環境向上計画 (中間見直し)	平成 28 年 3 月 金沢市
9	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 「施設整備の手引き」	平成 22 年 3 月 石川県
10	自転車との安全な共存のために～安全に通行で きる道路整備と意識改革を目指して～	平成 21 年 社団法人日本自動車工業会
11	設計要領〔道路編〕	平成 18 年 4 月 監修：国土交通省北陸地方整備局
12	道路構造令の解説と運用	令和 3 年 3 月 社団法人日本道路協会
13	道路構造令の改正の概要等について	平成 13 年 6 月 13 日 国土交通省道路局
14	自転車道等の設計基準解説	昭和 49 年 10 月 社団法人日本道路協会

